

## 川西市善意銀行

### 子育て支援（子ども食堂・学習支援）に関する助成金交付要綱

#### （趣旨）

第1条 この要綱は、子ども食堂の開設又は運営、学習支援の開設又は運営を行おうとする団体に対し、必要な経費の一部を川西市善意銀行より助成することについて必要な事項を定めるものとする。

#### （目的）

第2条 寄附金及び市の財源を活用し、子ども食堂等が地域の課題や支援を必要とする子どもを適切な関係機関につなぐ「地域の気づき拠点」としての機能を支えることを目的とする。

#### （定義）

第3条 この要綱において「子ども食堂」とは、月に1回以上定期的に開催し、地域における居場所づくりや子育て支援を目的に、無償又は実費程度の額で食事を提供するものをいう。

2 この要綱において「学習支援」とは、月に1回以上定期的に開催し、地域における居場所づくりや子育て支援を目的に、無償又は実費程度の額で学習する場を提供するものをいう。

3 前2項の規定にかかわらず、春休み、夏休み、冬休み等の長期休暇に集中して開催する場合は、年度内に12回以上開催することをもって「定期的な開催」とみなす。

#### （実施団体）

第4条 実施団体は、次に掲げる要件すべてを満たす団体とする。

- (1) 組織及び運営に関する会則や規約又は営業許可等があり、団体の構成等が把握できること
- (2) 事業を継続して実施できる体制が整っていること
- (3) 公序良俗に反する活動を行わないこと
- (4) 活動実績が1年以上あるか、又は1年以上の継続性が見込まれること

#### （対象事業）

第5条 対象事業は、次に掲げる要件をすべて満たす事業とする。

- (1) 子どもの居場所づくりを目的とし、次のいずれかの事業を川西市内で実施すること
  - ア 孤食や欠食の状況にある子どもを含む地域の子どもたちが安心して過ごせる居場所を確保し、その健やかな成長を支援するための「子ども食堂」
  - イ 経済的理由により通塾が困難な子ども、家庭で学習習慣を形成しにくい子ども、登校が難しい状況にある子ども等に対し、安心して学習に取り組むことができる時間と場所を確保し、学習習慣の定着及び学力向上を図るための「学習支援」
- (2) 開催時は、常時現場に責任者を配置すること
- (3) 安全性や衛生管理に十分注意し、保険に加入するなど子どもや従事者の安全確保に努めること
- (4) 営利を目的とする活動を行わないこと
- (5) 政治的又は宗教的な活動を目的とし当該活動を行わないこと
- (6) 地域に適切な周知がなされ、主に市内の子どもの参加が見込まれること
- (7) 団体の構成員の三親等以内の親族のみで構成されていないこと

#### (助成金額)

- 第6条 助成の基準となる額は、当該年度予算の範囲内において次に掲げる額とし、開設支援は開設時1回のみ、運営支援は1年に1回とする。
- 2 団体が2箇所目を開設する場合は開設支援のみ助成し、3箇所目以降については助成しないものとする。
    - (1) 子ども食堂 開設支援 上限20万円(2箇所目については上限10万円)
    - (2) 子ども食堂 運営支援 上限24万円
    - (3) 学習支援 開設支援 上限4万円(2箇所目については上限2万円)
    - (4) 学習支援 運営支援 上限12万円
  - 3 開設支援の助成を受けようとする団体は、開設前に申請を行わなければならない。
  - 4 開設初年度に限り、申請する運営支援の上限額は次に掲げるとおりとする。
    - (1) 子ども食堂 開設月から3月までの月数に2万円を乗じた額
    - (2) 学習支援 開設月から3月までの月数に1万円を乗じた額

#### (対象経費)

- 第7条 対象となる経費は、次に掲げる経費とする。
- (1) 開設経費とは、事業を開始するために必要な備品の購入及び修繕費、その他善意銀行理事長(以下「理事長」という)が必要と認めた経費をいう。(人件費を除く)
  - (2) 運営経費とは、事業の運営に必要な食材費、消耗品費、光熱水費、印刷製本費、保険料、賃借料、費用弁償、通信費、その他理事長が必要と認めた経費をいう。(人件費を除く)

#### (交付の申請)

- 第8条 助成金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を指定の期日までに理事長へ提出しなければならない。
- (1) 川西市善意銀行における子育て支援(子ども食堂・学習支援)助成金申請書(様式第1号)
  - (2) 収支予算書(様式第2号)
  - (3) 団体の会則、規約又は営業許可証の写し等の資料及び名簿
  - (4) その他、理事長が必要と認める書類

#### (審査)

- 第9条 理事長は、前条の規定により提出された申請書類を審査し、必要に応じて善意銀行運営委員会の意見を聴くものとする。

#### (交付の決定)

- 第10条 理事長は、審査の決定に基づき、助成金の交付の可否及び交付額を決定する。

#### (決定の通知)

- 第11条 理事長は、前条の規定により交付の可否を決定したときは、速やかに申請者へ文書で通知するものとする。

(助成金の請求)

第12条 助成金の交付決定を受けた者は、助成金払出請求書(様式第3号)を理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第13条 理事長は、前条の規定による請求を受けたときは、助成金を指定口座に振り込むものとする。

(交付の決定の取消し等)

第14条 助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事長は助成金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (2) この助成金をその他の用途に使用したとき
- (3) 交付決定及びこれに付した条件又は法令に違反したとき
- (4) その他、助成金の目的に照らして不適当と認める事由が生じたとき

2 前項の規定により不適切と認められる場合は、当該助成金の返還に加え、違約加算金及び延滞金を徴収することができる。これらの取扱いに関する詳細は別に定める。

(実施報告)

第15条 助成金の交付を受けた者は、事業終了後、指定の期日までに次に掲げる書類を理事長へ提出しなければならない。また、助成金が残った場合は精算し、川西市善意銀行へ返還するものとする。

- (1) 事業報告書(様式第4号)
- (2) 収支決算書(様式第5号)
- (3) 領収書・レシート等、決算書に記載された金額の裏付けとなるもの
- (4) その他、理事長が必要と認める書類

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱の変更は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の変更は、令和6年2月21日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱の変更は、令和7年7月16日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱の変更は、令和8年4月1日から施行する。